

創造システム工学科 教員公募（R8.8.5 差替え）

求人件名 Title	秋田工業高等専門学校創造システム工学科教員公募（機械工学関連分野）
機関名 Institution	秋田工業高等専門学校
機関または部署 URL URL of institution or department	https://www.akita-nct.ac.jp/
部署名 Department	創造システム工学科 機械系
機関種別 Institution type	国立高等専門学校
求人内容 Content of job information	【募集する職名・人員】 准教授，講師または助教 1 名 【専門分野】 機械工学に関する分野 【担当科目】 本科および専攻科における以下に関連する科目：機械工作実習，機械製図，設計製図，機械工作法，精密加工学，機械設計，応用数学，創造設計製作，機械工学実験，基礎研究，卒業研究，特別研究，等 【勤務地住所】 秋田県秋田市飯島文京町 1 番 1 号 【採用予定日】 令和 9 年 4 月 1 日以降のなるべく早い時期
研究分野 Research field	大分類 工学 小分類 機械工学
職種 Job type	准教授，講師または助教
勤務形態 Employment status	常勤（任期なし）ただし，下記【応募資格】（2）②の場合は，任期 5 年間の助教採用とし，着任後 5 年以内に博士の学位を取得した場合，その時点で任期を定めない雇用に切り替えます。
勤務地 Work location	東北 - 秋田県
応募資格 Qualifications	【応募資格】 （1） 機械設計に関する実務経験を有する方 （2） 次のいずれかを満たす方 ① 博士の学位を有する方 ② 修士の学位を有し，博士の学位を着任後 5 年間に以内に取得見込の方 ③ 修士の学位を有し，機械設計に関する実務経験がおおむね 17 年以上ある方 （3） 上記担当科目の日本語による授業及び校務を遂行するのに十分な日本語能力を持っている方 （4） 心身の状況に関して業務に支障がなく，高等専門学校における教育・研究に関心を持ち，クラス担任，クラブ指導および学生寮の学生指導等に理解と熱意を持っている方
待遇 Compensation	（1） 給与 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づき支給 ・本給のほか，支給要件を満たす場合は各種手当（通勤手当・住居手当・扶養手当等）を支給 ・賞与 有，昇給 有 （2） 勤務時間・休日・休暇等 ・勤務時間 8:30～17:00（休憩 45 分） ・休日 原則土・日・祝日及び年末年始（ただし，本校は 1 年間の変形労働時間制を

	採用しているため、学校行事等によっては休日が勤務日になることがあります) ・年次有給休暇等の制度は「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」による (3) 保険等 文部科学省共済組合及び労働保険に加入
募集期間 Application period	(掲載日) から令和 8 年 9 月 28 日 (月) (必着)
応募・選考・結果通知・連絡先 Application /selection /notification of result /contact details	【提出書類】 1. <u>全ての応募者が提出するもの</u> (1) 履歴書 (本校所定様式) (2) 着任後の教育・研究についての抱負 (A4 用紙, 1,000 字程度) (3) 推薦書 (自己推薦書は不可) または、応募者について参考意見を聞くことができる方の氏名・所属・役職と連絡先を記した書面 (様式任意) (4) 誓約書 (こども性暴力防止法関係) 2. <u>「応募資格 (1) ①②」の場合は以下の書類も提出すること</u> (1) 研究業績一覧 (著書, 論文: 査読の有無を明記, 口頭発表, 特許等を項目別に A4 用紙に記載) (2) 主要論文 (5 編以内) の別刷 (各 1 部, コピー可) とその概要 (A4 用紙 各 500 字程度) (3) これまでの研究の概要及び今後の研究計画 (A4 用紙, 1,000 字程度) 3. <u>「応募資格 (1) ③」の場合は以下の書類も提出すること</u> (1) 企業, 研究所等での職務内容に関してまとめたもの (2) 修士論文の別刷 (1 部, コピー可). 研究業績がある場合は上記「2. (1)」に準じるもの (3) 特許等の取得, 業務等の成果に関する表彰等の受賞歴, 外部資金獲得等があればそれらの実績 (4) 今後の研究計画 (A4 用紙, 1,000 字程度) 【提出期限】 令和 8 年 9 月 28 日 (月) (必着) 【書類提出先】 秋田工業高等専門学校総務課人事係 〒011-8511 秋田県秋田市飯島文京町 1 番 1 号 ※封筒に「機械工学関連分野教員応募書類在中」と朱書きのうえ, 簡易書留等の発送事実が確認できる方法で送付してください. なお, 応募書類は原則として返却いたしません. また, 応募書類記載の個人情報, 本選考以外の目的で使用することはありません. 【選考方法】 第一次選考 書類審査 第二次選考 第一次選考合格者を対象とした面接, および模擬授業 ※ 第一次選考後, 合格者に第二次選考の日時をお知らせします. ※ 第二次選考に要する旅費等の経費は, 応募者本人の負担となります. 【問い合わせ先】 秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 機械系代表 池田 洋 (直通) Tel : 018(847)6031, E-mail : ikeda@akita-nct.ac.jp
備考 Additional information	(1) 応募者の個人情報は, 秋田工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり, 第三者に提供または公表することはありません. (2) 本校は多様なキャリアを有する教員の採用を推進しており, 実務経験のある人や国際交流に理解のある人の応募を期待します. (3) 本校は男女共同参画を推進しており, 業績 (教育業績, 研究業績, 社会的貢献, 人物を含む.) の評価において同等と認められる場合には, 女性を優先的に採用します. (4) 本校では, 英語授業講義力強化を推進しており, 日本語および英語での講義を行なってまいります. (5) 採用後, 勤務地は本校所在地 (秋田県秋田市飯島文京町 1 番 1 号) となります

	が、希望により国立高等専門学校間で異動をする場合があります。 (6) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
Web 応募 Web application	不可（応募方法は「応募・選考・結果通知・連絡先」欄を確認してください）

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。